

平成 29 年全国労働衛生週間実施のお知らせ

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

労働衛生週間；10月1日～10月7日

準備期間；9月1日～9月30日

全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、今年で第 68 回を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。この週間を、職場における労働者の健康確保対策の重要性を理解し、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る機会と捉えてみませんか。労働衛生準備期間中に次の日程で週間説明会を開催します。

全国労働衛生週間説明会日程

日	時	会 場	
9月7日(木)	15:00～16:30	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連 18-2
9月11日(月)	13:30～15:00	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津 7460
9月13日(水)	13:30～15:00	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋松江 7-6
9月14日(木)	10:00～11:30	奄美振興会館 (奄美文化センター)	奄美市名瀬長浜町 517
9月20日(水)	10:00～11:30	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊 591
9月21日(木)	10:00～11:30	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花 1015

労基署
だより

第 122 号

H29.8.23

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

「緊急かごつまぜ口災運動」展開中

- H29.12.31 まで -

9月「職場の健康診断実施強化月間」です

- 健康は心とからだのチェックから -

全国労働衛生週間及び同準備期間については、上記のとおりですが、この準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」とも位置付けて、事業者による健康診断の実施及び健康診断実施後の措置等の徹底を図ることとしています。

月間中に重点的に取り組んでいただきたい事項は次のとおりです。

健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断後の措置の徹底

健康診断結果の記録の保存の徹底

一般健康診断結果に基づく必要な労働者(有所見者)に対する医師又は保健師による保健指導の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

50 人未満の事業場における大島郡地域産業保健センター(電話 ; 0997-53-1993)の活用

全国の 50 人以上の事業場における平成 28 年の健康診断における有所見率は 53.8%となっています。中でも、血中脂質(32.2%)、血圧(15.4%)、肝機能(15.0%)に係る有所見率が高いことから、生活習慣を見直す必要があると言えます。

各団体におかれましても、これまで以上の積極的な健康診断への取組について、ご理解とご協力をお願いします。

鹿児島県の最低賃金

1時間 715 円

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。

0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。